

令和 3 年度

町単独延野簡易水道配水管改良工事

那賀町役場

仕 様 書

那賀町水道工事特記仕様書

本工事仕様書は、徳島県土木工事共通仕様書（平成28年7月）に準ずるものとし、
又、那賀町建設工事請負契約約款等に関する規則を適用する。

工事概要

(工事名)

令和3年度 町単独延野簡易水道配水管改良工事

(路線名等)

延野簡易水道

(工事箇所)

那賀郡那賀町延野

(工事内容)

配水管布設替工事	HIVP(RRロング)φ75	L= 296.9m
	SUS管80A	L= 9.3m
	PEφ50	L= 176.4m
	SUS管50A	L= 2.2m
	合計	L= 484.8m
消火栓設置工事	消火栓弁φ40 N= 3基	
給水切替工事	PEφ25以下 N= 8箇所	

※ 注 意 事 項

- 1) 鋳鉄管及び鋳鉄異形管類は、入札日より1年前以降に製造されたものに限りません。
- 2) 他製品に関しても、入札日より1年前以降に製造されたものに限りません。
(不良品と認められたものは、1) 2) 共返品します。)
- 3) 水圧試験
発注者の立会により、試験水圧0.74Mpa (7.5kg/cm²) にて12時間実施し、圧力低下が発注者の認める範囲の場合受取致します。
- 4) 配管工事の工程は、発注者の指示に従って行なうこと。
- 5) 工事地域の騒音規制、振動規制に注意すること。(低騒音・低振動型機械を使用して施工すること。)
- 6) 安全対策については、工事看板や誘導員を配置するなどして事故のないように努めること。

- 7) N T T、ガス等の地下埋設物又は、既設構造物については、現場状況を確認の上、十分注意して施工すること。破損による対応及び保証については請負業者にて行なうこと。発注者は一切の責任を負いません。
- 8) 産業廃棄物（アスファルト殻、コンクリート殻、残土他）は、請負業者が責任をもって処理場まで運搬し処理すること。処理場については請負業者にて用意すること。
※産業廃棄物は指定及び許可する処理場に運搬すること。
- 9) 使用する資材については、すべて承認図を提出し発注者の了解を得ること。
（発注者了解の上、準備する資材についてはこの限りではない。）
- 10) メカニカル形継手のうちS・SⅡ・NS・KF形等耐震継手の接合が必要な工事については日本ダクタイトル鑄鉄管協会の配管講習を履修した技能者により施工すること。
（施工計画書に修了証の写しを添付すること）
G X形耐震継手の接合が必要な工事については、日本水道協会又は日本ダクタイトル鉄管協会主催のG X形ダクタイトル鑄鉄管配管技能講習会を受講した者又は現場着工までに管材メーカー主催を含むG X形ダクタイトル鑄鉄管配管技能講習を必ず受け、受講したことが判る証明（受講証、写真等）を提出すること。
- 11) サドル分水栓取り付けに伴う本管の穿孔は、専用の穿孔機を使用し施工すること。
- 12) 発注時点で想定していない資材や雑工事の追加を十分想定に入れて見積、施工を行うこと。設計図書の内容に意義のある場合はすみやかに発注者に確認をとること、落札後の意義は受け付けない。
- 13) 試掘等で既設管確認後、配管方法に変更を生じる場合は、発注者とすみやかに協議を行うこと。試掘する場所については、必ず事前協議を行なうこと。
- 14) 工事完了後は、速やかに発注者指定の形式にて工事日報、出来形図面、出来高数量計算書、工事写真、マニフェスト・交通整理員の明細の提出を行なうこと。
提出されないもの及び確認できないものについては、精算にて控除するものとする。
- 15) 工事写真は、紙媒体にて1部及び、デジタルデータ（C D）1部を提出すること。
（提出部数は、事業内容により必要部数に変更になることがある。）